

福島第二原子力発電所の事案の概要

1. 3号機における特別な保全計画に係る点検（振動診断）の不備について

●概要

3号機の状態監視基準保全の対象である低電導度廃液収集ポンプ（A）及び（B）について、特別な保全計画書に基づく6ヶ月毎の振動診断を管理している「状態監視点検計画」が、2016年2月1日に不適切に改訂され、以降、特別な保全計画書に基づく振動診断が実施されていないことが確認された。

●保安規定の該当条項等

第107条（保守管理計画）

8. 保全の実施

●対応状況

本件は、2016年2月1日の「状態監視点検計画」改訂時に、状態監視対象機器（6ヶ月毎の振動診断）として定めている3号機低電導度廃液収集ポンプ（A）及び（B）について、当時の担当者が、特別な保全計画との整合性を確認せず、当該ポンプを同計画から除外した。また、改訂の際、上位職等の審査・承認を受けずに当該機器を状態監視点検計画から削除したことによるもの。

2015年12月に発生した同様の不適合の対策として、2016年6月6日に「原子力発電所状態監視マニュアル周期管理ガイド」を制定し、その中で診断周期等の変更の際は保全の有効性を評価した資料を添付することや、審査・承認するルールを明確化しているが、対策が講じられる前の2016年2月1日に「状態監視点検計画」を不適切に改訂していた。

対策として、状態監視実施箇所メンバーに対して、「原子力発電所状態監視マニュアル周期管理ガイド」の内容を再度周知するとともに、振動周期等の変更時には、新たに改訂チェックシートを用いて確認すること。

以上